

処分基準整理票

処分の内容	総合市民体育館使用許可の取消		
根拠法令 及び条項	蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例第11条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例第11条 （利用の条件の変更、停止及び許可の取消し） 第11条 教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1）第8条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。 （2）第9条の規定に違反したとき。 （3）不正な手段によって利用の許可を受けたとき。 2 市は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。		
処分基準 設定年月日	平成9年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。